

代引きを利用した 「送りつけ商法」にご注意ください

送りつけ商法とは

注文した覚えのない商品を消費者宅へ突然送り、代金を支払わせようとする悪質商法です。特に最近、宅配便の「代引きサービス」を利用して、代金をその場で支払わせる手口が増加しています。



消費生活センターからのアドバイス



★一方的に商品を事業者から送りつけられた場合、契約は成立していません。支払いの義務はないので、宅配便事業者に「**受け取り拒否**」を伝えて荷物を持ち帰ってもらい、家族に確認をしましょう。

★商品を代引きで受け取り、支払った後に注文していない商品だと分かった場合、宅配便事業者へ返金を求めることはできません。**早急に発送元へ返品や返金の連絡**をしましょう。

★代引き以外にも請求書が同封された荷物を送りつけられる場合もあります。受け取って開封しても、商品を使用したりすぐ処分せずに**14日間は保管し、15日目に自由に処分してください**。『特定商取引法』という法律で、受け取って14日を経過しても送り主が荷物を引き取らなければ、代金を支払わずに自由に処分しても良いことになっています。

また、送り主に引き取りの依頼をして承諾をした場合、**保管期間は7日間に短縮**されます。



消費者ホットライン



●『悪質商法による被害にあった』『ある製品を使ってけがをしてしまった』などの消費者トラブルに巻き込まれた場合は、全国共通3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン『**188 (いやや!)**』までお電話下さい。最寄りの消費生活センター等の相談窓口をご案内します。



188

太宰府市消費生活センター

【開催日時】

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要

【場 所】市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

【開催日時】

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時 (一人30分程度) **※要予約**

【場 所】市役所2階 201会議室

【問い合わせ・相談予約申し込み】

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)